

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月24日

【会社名】 リズム株式会社

【英訳名】 RHYTHM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 湯本 武夫

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12

【電話番号】 (048) 643-7213

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 相澤 竜也

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12

【電話番号】 (048) 643-7213

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 相澤 竜也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月23日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 【報告内容】

(3) 当該合意の内容

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(3) 当該合意の内容

(訂正前)

各本投資家は、本契約の締結日から1か月以内に、(a)本投資家、(b)本投資家の関係会社及び共同保有者並びに(c)本投資家又は本投資家の代表者が代表者を務める法人(以下(b)及び(c)を総称して「本投資家関係者」という。)のそれぞれが保有する当社株式(以下「本保有株式」という。)のいずれについても、流通株式(有価証券上場規程(東京証券取引所)第2条第96号に規定する流通株式をいう。以下同じ。)に該当することとなるよう必要な措置を行い、(ii)その後も引き続き、本保有株式のいずれについても、流通株式に該当することとなるよう必要な措置を行う。上記(i)及び(ii)に定める「必要な措置」には、各本投資家及び各本投資家関係者が主要株主に該当しないように保有株式数及び保有形態を見直す措置並びに下記に定める措置を含むものとする。

各本投資家は、2026年3月末日までに、当社株式に係る株券等保有割合が30%未満となるよう当社株式の処分を行うものとする。

本契約は、[当社が、2025年6月23日付で、株主還元策として、(i)年間の配当金の総額に関し、連結純資産配当率(DOE)の4%相当額を目安とする配当方針について公表し、かつ、当該配当方針に沿って2026年3月期の配当予想に関し公表すること、及び(ii)当社株式を1単元(100株)以上保有する株主を対象に、大要、年間1株主当たり15,000円相当分の電子マネー(又は15,000円相当分のデジタルギフト)を贈呈することを内容とする株主優待制度について公表すること(以下、併せて「本施策」という。)]を条件に発効し、別途本契約当事者の書面による合意がある場合を除き、本施策について撤回又は上記(i)及び(ii)に定める内容から金額を減少させる方向での変更(軽微な変更は除く。)がされない限り効力を有する。

(訂正後)

各本投資家は、(i)本契約の締結日から1か月以内に、(a)本投資家、(b)本投資家の関係会社及び共同保有者並びに(c)本投資家又は本投資家の代表者が代表者を務める法人(以下(b)及び(c)を総称して「本投資家関係者」という。)のそれぞれが保有する当社株式(以下「本保有株式」という。)のいずれについても、流通株式(有価証券上場規程(東京証券取引所)第2条第96号に規定する流通株式をいう。以下同じ。)に該当することとなるよう必要な措置を行い、(ii)その後も引き続き、本保有株式のいずれについても、流通株式に該当することとなるよう必要な措置を行う。上記(i)及び(ii)に定める「必要な措置」には、各本投資家及び各本投資家関係者が主要株主に該当しないように保有株式数及び保有形態を見直す措置並びに下記に定める措置を含むものとする。

各本投資家は、2026年3月末日までに、その保有するリズム株式に係る議決権数のリズムの総株主の議決権数に対する割合(信用ポジションで保有するリズム株式に関しては現引きしたと仮定した場合における議決権割合をここに含めるものとする。)の合計が33.3%以下となるようリズム株式の処分を行うものとする。

本契約は、[当社が、2025年6月23日付で、株主還元策として、(i)年間の配当金の総額に関し、連結純資産配当率(DOE)の4%相当額を目安とする配当方針について公表し、かつ、当該配当方針に沿って2026年3月期の配当予想に関し公表すること、及び(ii)当社株式を1単元(100株)以上保有する株主を対象に、大要、年間1株主当たり15,000円相当分の電子マネー(又は15,000円相当分の電子ギフト)を贈呈することを内容とする株主優待制度について公表すること(以下、併せて「本施策」という。)]を条件に発効し、別途本契約当事者の書面による合意がある場合を除き、本施策について撤回又は上記(i)及び(ii)に定める内容から金額を減少させる方向での変更(軽微な変更は除く。)がされない限り効力を有する。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

(訂正前)

当社は、従前より、株主還元の拡充や企業価値向上に向けた施策に関し、当社株主との間で対話を重ねるとともに、外部専門家の助言等も得ながら、検討を重ねてまいりました。また、当社は、2025年3月31日時点において、プライム市場の上場維持基準のうち流通株式比率基準及び流通株式時価総額基準について不適合となっていることから、それらの基準の適合に向けた施策も併せて検討してまいりました。

このような中、当社といたしましては、本投資家との間で本契約を締結し、株主還元の拡充及びプライム市場での上場維持に資する流通株式比率の向上に向けた取組みを安定的に進めることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するとの判断に至り、2025年6月23日開催の取締役会において、本契約を締結することを決議いたしました。

(訂正後)

当社は、従前より、株主還元の拡充や企業価値向上に向けた施策に関し、当社株主との間で対話を重ねるとともに、外部専門家の助言等も得ながら、検討を重ねてまいりました。また、当社は、2025年3月31日時点において、プライム市場の上場維持基準のうち流通株式比率基準及び流通株式時価総額基準について不適合となる可能性があったことから、それらの基準の適合に向けた施策も併せて検討してまいりました。

このような中、当社といたしましては、本投資家との間で本契約を締結し、株主還元の拡充及びプライム市場での上場維持に資する流通株式比率の向上に向けた取組みを安定的に進めることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するとの判断に至り、2025年6月23日開催の取締役会において、本契約を締結することを決議いたしました。

以上